

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第44回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成26年3月7日（金）午後1時32分から午後2時7分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）小池裕

（委員）飯野紀夫，伊丹俊彦，上原敏夫

（庶務）継田東京高裁総務課長，小池東京高裁総務課課長補佐

立花東京高裁総務課専門官

（説明者）渡部東京高裁事務局長

4 議題

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 弁護士会への結果通知について

ウ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

（2）協議

平成26年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかったので、これを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

イ 弁護士会への結果通知について

前回、分科会長に一任することとされた、段階評価による情報及び無記名の情報を送付してきた第二東京弁護士会に対する通知書については、書式を別紙1のとおり変更して送付したことが報告された。

ウ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

庶務から、平成25年12月9日に開催された指名諮問委員会においては、平成26年上半期の判事の再任候補者については、再任願を提出した122人について審議が行われ、120人については指名適当、2人については指名不適当と答申され、平成26年4月期の弁護士任官候補者については、任官希望を提出した3人について審議が行われ、2人については指名適当、1人については指名不適当と答申されたことが報告された。また、当地域委員会関係では、判事の再任候補者1人について指名不適当とされたことが報告された。

同月20日に開催された指名諮問委員会においては、司法修習生からの判事補任官候補者について審議が行われ、任官希望を提出した99人のうち、その後、任官希望を取り下げた2人を除く、97人について審議が行われ、96人については指名適当、1人については指名不適当と答申されたことが報告された。

続いて、平成26年2月21日に開催された指名諮問委員会では、平成26年下半期の再任（判事任命）候補者及び平成26年10月期の弁護士任官候補者に関する情報収集の在り方について審議がされたことの報告があった。

(2) 協議

平成26年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について
庶務から、平成26年下半期の再任（判事任命）候補者103人のうち、
32人が当分科会に関係するとの説明があった。

協議の結果、再任（判事任命）候補者に関する情報収集については、これ
までと同様、別紙2の書式により現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名
簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

なお、再任（判事任命）候補者に関する情報の受付期限については、5月
16日（金）までとすることとされた。

（3） 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した再任（判
事任命）候補者に関する情報のとりまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、6月2日（月）午後1時30分から第2中会議室で開
催することとされた。

以 上

別紙 1

平成 25 年 11 月 15 日

第二東京弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 小 池 裕

裁判官指名候補者に係る情報について（通知）

貴弁護士会所属の会員から当地域委員会に対して標記の情報が寄せられましたが、当地域委員会が依頼した形式とは異なる形式によるもの（段階評価のもの、無記名のもの）でした。

そこで、検討した結果、当地域委員会としては、これまでと同様、記述形式による情報であり、かつ、当該情報の提供者の氏名及び所属が明らかな場合にはその部分に限って下級裁判所裁判官指名諮問委員会に報告し、それらの情報の採否については同委員会の判断に委ねることとし、その他の情報については同委員会に報告しないこととしましたので、お知らせします。

今後は、標記の情報が、当地域委員会から依頼した形式で提出されるよう御配慮ください。

平成26年3月××日

東京高等検察庁検事長 殿

〇〇地方検察庁検事正 殿

〇〇弁護士会会長 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 小 池 裕

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成26年10月から平成27年1月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式について、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、改めて申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成26年5月16日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第44回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成26年3月7日（金）午前9時54分から午前10時21分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委員）安藤裕子，清水規廣，樋口美雄，松井巖

（庶務）継田東京高裁総務課長，小池東京高裁総務課課長補佐

立花東京高裁総務課専門官

（説明者）渡部東京高裁事務局長

4 議題

（1）新地域委員の紹介

（2）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 弁護士会への結果通知について

ウ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等について

（3）協議

平成26年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

（4）今後の予定等

5 議事

（1）新地域委員の紹介

退任した大野検事正の後任として、松井委員が紹介された。

(2) 報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨について、委員からの修正意見等がなかった
ので、これを確定し、ホームページに掲載済みであることが報告された。

イ 弁護士会への結果通知について

前回、分科会長に一任することとされた、段階評価による情報及び無記
名の情報を送付してきた第二東京弁護士会に対する通知書については、書
式を別紙1のとおり変更して送付したことが報告された。

ウ 前回以降開催された下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申結果等につ
いて

庶務から、平成25年12月9日に開催された指名諮問委員会において
は、平成26年上半期の判事の再任候補者については、再任願を提出した
122人について審議が行われ、120人については指名適当、2人につ
いては指名不適当と答申され、平成26年4月期の弁護士任官候補者につ
いては、任官希望を提出した3人について審議が行われ、2人については
指名適当、1人については指名不適当と答申されたことが報告された。ま
た、当地域委員会関係では、判事の再任候補者1人について指名不適当と
されたことが報告された。

同月20日に開催された指名諮問委員会においては、司法修習生からの
判事補任官候補者について審議が行われ、任官希望を提出した99人のう
ち、その後、任官希望を取り下げた2人を除く、97人について審議が行
われ、96人については指名適当、1人については指名不適当と答申され
たことが報告された。

続いて、平成26年2月21日に開催された指名諮問委員会では、平成
26年下半期の再任（判事任命）候補者及び平成26年10月期の弁護士

任官候補者に関する情報収集の在り方について審議がされたことの報告があった。

(3) 協議

平成26年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について庶務から、平成26年下半期の再任（判事任命）候補者103人のうち、18人が当分科会に関係するとの説明があった。

協議の結果、再任（判事任命）候補者に関する情報収集については、これまでと同様、別紙2の書式により現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。

なお、再任（判事任命）候補者に関する情報の受付期限については、5月16日（金）までとすることとされた。

(4) 今後の予定等

今回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した再任（判事任命）候補者に関する情報のとりまとめを行うこととされた。

今回の当分科会は、6月4日（水）午前10時00分から第2中会議室で開催することとされた。

以上

別紙 1

平成25年11月15日

第二東京弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 小 池 裕

裁判官指名候補者に係る情報について（通知）

貴弁護士会所属の会員から当地域委員会に対して標記の情報が寄せられましたが、当地域委員会が依頼した形式とは異なる形式によるもの（段階評価のもの、無記名のもの）でした。

そこで、検討した結果、当地域委員会としては、これまでと同様、記述形式による情報であり、かつ、当該情報の提供者の氏名及び所属が明らかな場合にはその部分に限って下級裁判所裁判官指名諮問委員会に報告し、それらの情報の採否については同委員会の判断に委ねることとし、その他の情報については同委員会に報告しないこととしましたので、お知らせします。

今後は、標記の情報が、当地域委員会から依頼した形式で提出されるよう御配慮ください。

平成26年3月××日

東京高等検察庁検事長 殿

〇〇地方検察庁検事正 殿

〇〇弁護士会会長 殿

《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 小池 裕

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁（貴会）に対応する裁判所に所属する裁判官で、平成26年10月から平成27年1月までの再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添の「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついては、貴庁（貴会）所属の検察官（弁護士）に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の要領により当地域委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会では、情報収集の方法及び形式について、「裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当ではなく、各弁護士から直接地域委員会に情報を提供してもらうよう会員に周知していただきたい。特に段階評価式のアンケートによる情報収集は相当ではない。」との考え方をとっていますので、改めて申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成26年5月16日（金）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当地域委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に郵送し（親展表示をする。）、又は持参する方法による。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長